

## 令和8年度インターネットを活用した広告掲載業務の 委託事業者募集に係るプロポーザル実施要綱

この要綱は、インターネットを活用した広告掲載業務の委託事業者を募集するに当たり、必要な事項を定めたものである。

### 1 事業者の選定

#### (1) 選定方法

本業務は、インターネット（SNS や動画プラットフォームを含む）広告を活用して、市政情報等をより効果的に発信するものである。

実施に当たっては、インターネット広告に関する専門的な知識や技能が求められるとともに、広告手法やPDCA サイクル、運営体制等、価格以外の要素が占める割合が大きく、総合的に審査する必要があるため、プロポーザル方式により事業者を選定する。

なお、参加資格、プロポーザルの実施方法（提出書類、提出期限等）、審査基準など、募集にあたって必要な事項は、募集要項において定める。

#### (2) 募集方法

募集要項等を、京都市ホームページ「京都市情報館」で公開し、募集する。

#### (3) 審査

ア 書面審査とする。

イ 事業者の選定のために組織する審査委員会を設置し、審査を行う。本委員会は、総合企画局市長公室自主広報・広聴担当課長（審査委員長）、IT 広報・広聴係長、自主広報第一係長、IT 広報・広聴担当者の計4名で構成する。

ウ 審査基準等の詳細は、募集要項において定める。

#### (4) 選定結果の通知

受託候補者選定後、選定結果については、全応募事業者に通知するとともに、速やかに京都市ホームページ「京都市情報館」において公表する。

### 2 契約の締結

受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。